

住民基本台帳ネットワークシステム

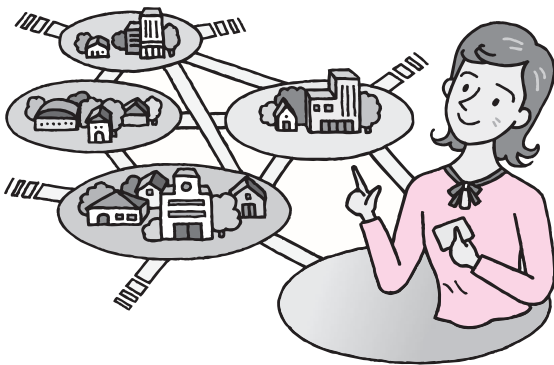
住基ネット第2次サービス(本年8月25日から)

【住民票の写しの広域交付】

全国どこの市区町村でも
自分の住民票の写し(戸籍の表示を省略したもの)
が取れるようになります。

現在、住民票の写しの交付は、住んでいる市区町村でしか受けられません。

住基ネットを活用して全国の市区町村間で住民票の情報のやり取りができるようになることにより、全国どこの市区町村でも、住民基本台帳カード、運転免許証などを市区町村の窓口で提示することによって、本人や世帯の住民票の写し(戸籍の表示を省略したもの)の交付が受けられるようになります。



【転入転出手続の簡素化】

住民基本台帳カードの交付を受けている場合、
転出届を郵送で行うことにより、

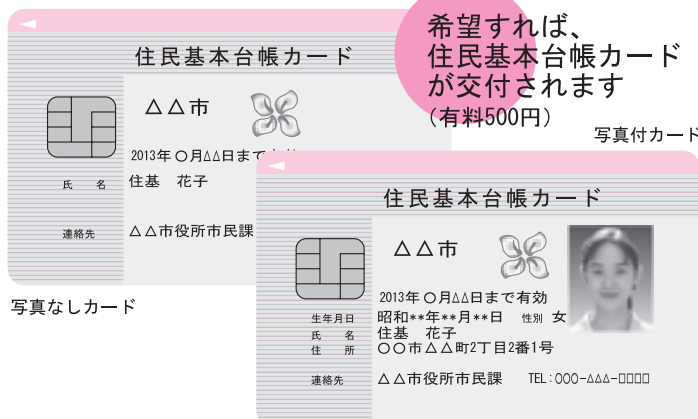
引越の手続で窓口に行くのは
転入時1回だけで済みます。

現在、引越の場合には、まず、住んでいる市区町村に転出届を行い、転出証明書の交付を受けた上で、引越先の市区町村に転入届を行う必要があります。

住民基本台帳カードの交付を受けている場合は、確実な本人確認ができるため、一定の事項を記入した転出届を郵送で行い、住民基本台帳カードを引越先の市区町村の窓口で提示して転入届を行うことにより、引越の場合に窓口に行くのが転入時の1回だけで済むようになります。



住民基本台帳カードの登場



- カード内に記録されている住民票コードにより、住基ネットでの本人確認に利用できません。

→住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化、法令で住基ネットの利用を認められた事務での本人確認に活用

- 写真を希望した場合は、公的な証明書として利用できます。

高度のセキュリティ機能を備えたICカードを採用します

市民課

内線225